

市区町村別集計項目(推進体制等)

鹿児島県	
市区町村数	43

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問1		問2-1 庁内連絡会議の有無	問2-2 諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2023年4月1日現在で有効なもの)						
			担当課(室)名	所属			問3-1 有			問3-1 無	問4-1 有				問4-1 無		
							問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況		
					40	40	17					43					
46	201	鹿児島市	男女共同参画推進課	1	1	1	1	鹿児島市男女共同参画推進条例	2014年3月18日	2014年4月1日		第3次鹿児島市男女共同参画計画	2022年4月 ~ 2032年3月	1	1		
46	203	鹿屋市	男女共同参画推進室	1	1	1	1	鹿屋市男女共同参画推進条例	2016年3月23日	2016年4月1日		第2次鹿屋市男女共同参画基本計画	2019年4月1日 ~ 2029年3月31日	1	1		
46	204	枕崎市	企画調整課	1	2	1	1	枕崎市男女共同参画推進条例	2020年12月16日	2021年4月1日		第3次枕崎市男女共同参画基本計画	2022年4月1日 ~ 2029年3月31日	1	1		
46	206	阿久根市	企画調整課	1	2	1	1	阿久根市男女共同参画推進条例	2021年3月16日	2021年4月1日		第3次あくね男女共同参画プラン	2021年4月 ~ 2031年3月	1	1		
46	208	出水市	企画政策課	1	2	1	1	出水市男女共同参画推進条例	2017年3月24日	2017年4月1日		第3次出水市男女共同参画計画	2023年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1		
46	210	指宿市	健康・協働のまちづくり課	1	2	1	1				0	第3次指宿市男女共同参画基本計画	2022年4月1日 ~ 2032年3月31日	1	1		
46	213	西之表市	地域支援課	1	2	1	1				0	第4次西之表市男女共同参画基本計画	2022年4月 ~ 2026年3月	1	1		
46	214	垂水市	企画政策課	1	2	1	1				0	第2次垂水市男女共同参画基本計画	2021年4月 ~ 2031年3月	1	1		
46	215	薩摩川内市	コミュニティ課	1	2	1	1	薩摩川内市男女共同参画基本条例	2004年12月27日	2005年4月1日		第2次薩摩川内市男女共同参画基本計画	2016年4月 ~ 2026年3月	1	1		
46	216	日置市	企画課	1	2	1	1	日置市男女共同参画推進条例	2019年3月29日	2019年4月1日		第2次日置市男女共同参画基本計画 第1次日置市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画	2018年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1		
46	217	曾於市	企画政策課	1	2	1	1				0	第2次曾於市男女共同参画プラン	2018年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1		
46	218	霧島市	市民課	1	1	1	1	霧島市男女共同参画推進条例	2012年3月29日	2012年4月1日		第3次霧島市男女共同参画計画	2023年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1		
46	219	いちき串木野市	企画政策課	1	2	1	1				0	第4次いちき串木野市男女共同参画基本計画	2023年4月 ~ 2028年3月	1	1		
46	220	南さつま市	総合政策課	1	2	1	1	南さつま市男女共同参画推進条例	2021年7月7日	2021年8月1日		第2次南さつま市男女共同参画基本計画	2019年4月 ~ 2024年3月	1	1		
46	221	志布志市	コミュニティ推進課	1	2	1	1	志布志市ひとがともに輝くまちづくり条例	2022年12月16日	2023年4月1日		第4次志布志市ひとがともに輝くまちづくりプラン	2023年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1		
46	222	奄美市	市民協働推進室	1	2	1	1	奄美市男女共同参画推進条例	2006年3月20日	2006年3月20日		第2次奄美市男女共同参画基本計画	2023年4月 ~ 2033年3月	1	1		
46	223	南九州市	まちづくり推進課	1	2	1	1	南九州市男女共同参画推進条例	2007年12月1日	2007年12月1日		第2次南九州市男女共同参画基本計画	2020年4月 ~ 2030年3月	1	1		
46	224	伊佐市	市民課	1	2	1	1				0	第2次伊佐市男女共同参画基本計画	2021年4月 ~ 2031年3月	1	1		
46	225	始良市	男女共同参画課	1	1	1	1	始良市男女共同参画推進条例	2010年3月23日	2010年3月23日		第2次始良市男女共同参画基本計画	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1		
46	303	三島村	民生課	1	2	0	0				0	三島村男女共同参画基本計画	2015年4月 ~ 2025年3月	0	1		
46	304	十島村	健康福祉室	1	2	1	1				0	十島村男女共同参画基本計画	2015年4月1日 ~ 2025年3月31日	0	1		
46	392	さつま町	企画政策課	1	2	1	1				0	第3次さつま町男女いきいきあわせプラン	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1		
46	404	長島町	企画財政課	1	2	1	1				0	長島町男女共同参画基本計画	2022年4月 ~ 2032年3月	1	1		
46	452	湧水町	企画財政課	1	2	1	1				0	湧水町男女共同参画基本計画	2015年4月1日 ~ 2025年3月31日	0	1		
46	468	大崎町	企画政策課	1	2	0	0				0	第2次大崎町男女共同参画基本計画	2022年4月1日 ~ 2032年3月31日	0	1		
46	482	東串良町	企画課	1	2	1	1				0	東串良町男女共同参画基本計画	2014年4月 ~ 2024年3月	0	1		
46	490	錦江町	総務課	1	2	1	1				0	錦江町男女共同参画基本計画	2015年4月1日 ~ 2025年3月31日	0	1		
46	491	南大隅町	女性活躍推進室・総務課	1	2	1	1				3	南大隅町男女共同参画基本計画	2016年4月 ~ 2025年3月	0	1		
46	492	肝付町	企画調整課	1	2	1	1				0	肝付町男女共同参画基本計画	2022年4月 ~ 2032年3月	1	1		
46	501	中種子町	総務課	1	2	1	1				0	中種子町男女共同参画プラン	2015年4月1日 ~ 2025年3月31日	0	1		
46	502	南種子町	総務課	1	2	1	1				0	南種子町男女共同参画基本計画	2015年4月 ~ 2025年3月	0	1		
46	505	屋久島町	観光まちづくり課	1	2	1	1				0	屋久島町男女共同参画基本計画	2015年4月 ~ 2025年3月	0	1		
46	523	大和村	企画観光課	1	2	1	1				2	大和村男女共同参画基本計画	2014年3月25日 ~ 2024年3月25日	0	1		
46	524	宇検村	企画観光課	1	2	1	1				3	宇検村男女共同参画基本計画・配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画	2014年4月 ~ 2024年3月	0	1		
46	525	瀬戸内町	企画課	1	2	1	1				3	第2次瀬戸内町男女共同参画基本計画	2019年4月 ~ 2024年3月	1	1		
46	527	龍郷町	企画観光課	1	2	1	1				0	龍郷町男女共同参画基本計画	2014年4月 ~ 2024年3月	0	1		
46	529	喜界町	企画観光課	1	2	1	1				0	喜界町男女共同参画基本計画	2015年4月 ~ 2025年3月	0	1		
46	530	徳之島町	企画課	1	2	1	1				0	第2次徳之島町男女共同参画基本計画	2023年4月1日 ~ 2033年3月31日	1	1		
46	531	天城町	ふるさと創生室	1	2	1	1				3	第2次天城町男女共同参画基本計画	2023年4月1日 ~ 2033年3月31日	1	1		
46	532	伊仙町	総務課	1	2	0	1	伊仙町男女共同参画推進条例	2009年4月1日	2009年4月1日		第2次伊仙町男女共同参画基本計画	2022年4月1日 ~ 2032年3月31日	1	1		
46	533	和泊町	企画課	1	2	1	1	和泊町男女共同参画推進条例	2008年3月4日	2008年4月1日		和泊町第2次男女共同参画基本計画	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1		
46	534	知名町	企画振興課	1	2	1	1	知名町男女共同参画推進条例	2014年10月3日	2014年10月3日		知名町男女共同参画基本計画(知名町配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画)	2014年4月1日 ~ 2024年3月31日	0	1		
46	535	与論町	総務企画課	1	2	1	0	与論町男女共同参画推進条例	2015年10月2日	2015年11月1日		与論町男女共同参画基本計画	2015年4月 ~ 2025年3月	0	1		

<選択肢回答>

- 所属
1 首長部局
2 教育委員会

- 事務所掌
1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
2 1ではない

- 庁内連絡会議
1 有
0 無

- 諮問機関
1 有
0 無

- 男女共同参画に関する条例
現在の状況
1 2024年3月末までの制定を目的に検討中
2 2023年度以降の制定を目的に検討中
3 その他
0 検討していない

- 男女共同参画に関する計画
女性活躍推進法の推進計画との関係
現在の状況
1 策定予定有
0 策定予定無
1 一体
0 一体でない
計画の策定方法(総合計画の一部として策定している場合、「問4-2 計画名称」は括弧書きで表記)
1 単独計画として策定
0 総合計画の一部として策定

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2023年4月1日現在で開設済の施設)																
			問6-1		問6-4 所在地等					問6-3 施設形態		問6-5 管理・運営主体							
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理			事業運営				
												直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他		
			3									1	2	3	0	0	3	0	0
46	201	鹿児島市	鹿児島市男女共同参画センター	サンエールかごしま	890-0054	鹿児島市荒田一丁目4番1号	099-813-0852	099-813-0937	http://www.city.kagoshima.lg.jp/		○	○					○		
46	203	鹿屋市																	
46	204	枕崎市																	
46	206	阿久根市																	
46	208	出水市																	
46	210	指宿市																	
46	213	西之表市																	
46	214	垂水市																	
46	215	薩摩川内市	薩摩川内市男女共同参画センター		895-0012	薩摩川内市平佐1丁目18	0996-25-6056	0996-25-6188	http://www.city.satsumase.ndai.lg.jp/		○	○					○		
46	216	日置市	日置市女性センター銀天街(令和5年7月1日から「日置市男女共同参画センター」へ名称変更)		899-2502	日置市伊集院町徳重439-8	099-295-3411	099-295-3411	https://joseiginten.jimdofree.com	○		○					○		
46	217	曾於市																	
46	218	霧島市																	
46	219	いちき串木野市																	
46	220	南さつま市																	
46	221	志布志市																	
46	222	奄美市																	
46	223	南九州市																	
46	224	伊佐市																	
46	225	始良市																	
46	303	三島村																	
46	304	十島村																	
46	392	さつま町																	
46	404	長島町																	
46	452	湧水町																	
46	468	大崎町																	
46	482	東串良町																	
46	490	錦江町																	
46	491	南大隅町																	
46	492	肝付町																	
46	501	中種子町																	
46	502	南種子町																	
46	505	屋久島町																	
46	523	大和村																	
46	524	宇検村																	
46	525	瀬戸内町																	
46	527	龍郷町																	
46	529	喜界町																	
46	530	徳之島町																	
46	531	天城町																	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2023年4月1日現在で開設済の施設)														
			問6-1		問6-4 所在地等					問6-3 施設形態		問6-5 管理・運営主体					
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理		事業運営			
												直営	指定管理者 その他	直営	指定管理者 その他		
46	532	伊仙町															
46	533	和泊町															
46	534	知名町															
46	535	与論町															

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2023年4月1日現在で開設済の施設)															
			問6-1 名称	問6-2 設立年月日	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額 (千円)	問6-8 主 な 事 業										
					用 常 勤 (期 間 の 定 め が な い 職 員)	用 非 常 勤 (期 間 の 定 め が あ る 職 員)		広 報 啓 発	講 座	相 談 事 業	情 報 集 集 ・ 提 供	苦 情 処 理	交 流 促 進	企 業 ・ N P O と の 連 携	国 際 交 流	調 査 研 究	そ の 他	
			3						3	3	3	2	1	1	1	2	1	
46	201	鹿児島市	鹿児島市男女共同参画センター	2001年1月25日	6	9	30,930	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	託児室の運営
46	203	鹿屋市			0	0	0											
46	204	枕崎市			0	0	0											
46	206	阿久根市			0	0	0											
46	208	出水市			0	0	0											
46	210	指宿市			0	0	0											
46	213	西之表市			0	0	0											
46	214	垂水市			0	0	0											
46	215	薩摩川内市	薩摩川内市男女共同参画センター	2021年1月8日	0	2	60	○	○	○								
46	216	日置市	日置市女性センター銀天街(令和5年7月1日から「日置市男女共同参画センター」へ名称変更)	2016年3月2日	0	3	1,284	○	○	○	○				○			
46	217	曾於市			0	0	0											
46	218	霧島市			0	0	0											
46	219	いちき串木野市			0	0	0											
46	220	南さつま市			0	0	0											
46	221	志布志市			0	0	0											
46	222	奄美市			0	0	0											
46	223	南九州市			0	0	0											
46	224	伊佐市			0	0	0											
46	225	姶良市			0	0	0											
46	303	三島村			0	0	0											
46	304	十島村			0	0	0											
46	392	さつま町			0	0	0											
46	404	長島町			0	0	0											
46	452	湧水町			0	0	0											
46	468	大崎町			0	0	0											
46	482	東串良町			0	0	0											
46	490	錦江町			0	0	0											
46	491	南大隅町			0	0	0											
46	492	肝付町			0	0	0											
46	501	中種子町			0	0	0											
46	502	南種子町			0	0	0											
46	505	屋久島町			0	0	0											
46	523	大和村			0	0	0											
46	524	宇検村			0	0	0											
46	525	瀬戸内町			0	0	0											
46	527	龍郷町			0	0	0											
46	529	喜界町			0	0	0											
46	530	徳之島町			0	0	0											
46	531	天城町			0	0	0											
46	532	伊仙町			0	0	0											
46	533	和泊町			0	0	0											
46	534	知名町			0	0	0											
46	535	与論町			0	0	0											

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況(2023年7月1日現在)														
			問7-2			市区長数	うち		副市区長数	うち		町村長数	うち		副町村長数	うち		自治会長数	うち	
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態		女性市区長数	女性比率(%)		女性副市区長数	女性比率(%)		女性町村長数	女性比率(%)		女性副町村長数	女性比率(%)		女性自治会長数	女性比率(%)
			2			19	0	0.0	24	0	0.0	24	0	0.0	22	0	0.0	6,757	462	6.8
46	201	鹿児島市	2001年1月30日	男女共同参画都市かごしま宣言	1	1	0	0.0	2	0	0.0							776	78	10.1
46	203	鹿屋市				1	0	0.0	1	0	0.0							146	3	2.1
46	204	枕崎市				1	0	0.0	1	0	0.0							73	0	0.0
46	206	阿久根市				1	0	0.0	2	0	0.0							77	0	0.0
46	208	出水市				1	0	0.0	1	0	0.0							251	12	4.8
46	210	指宿市				1	0	0.0	1	0	0.0							188	8	4.3
46	213	西之表市				1	0	0.0	1	0	0.0							108	6	5.6
46	214	垂水市				1	0	0.0	1	0	0.0							141	17	12.1
46	215	薩摩川内市	2005年4月1日	男女共同参画都市 さつませんたい宣言	1	1	0	0.0	2	0	0.0							551	33	6.0
46	216	日置市				1	0	0.0	1	0	0.0							176	3	1.7
46	217	曾於市				1	0	0.0	2	0	0.0							453	31	6.8
46	218	霧島市				1	0	0.0	2	0	0.0							829	103	12.4
46	219	いちき串木野市				1	0	0.0	1	0	0.0							143	4	2.8
46	220	南さつま市				1	0	0.0	1	0	0.0							246	12	4.9
46	221	志布志市				1	0	0.0	1	0	0.0							375	21	5.6
46	222	奄美市				1	0	0.0	1	0	0.0							109	9	8.3
46	223	南九州市				1	0	0.0	1	0	0.0							243	4	1.6
46	224	伊佐市				1	0	0.0	1	0	0.0							261	12	4.6
46	225	始良市				1	0	0.0	1	0	0.0							296	25	8.4
46	303	三島村										1	0	0.0	1	0	0.0	4	0	0.0
46	304	十島村										1	0	0.0	1	0	0.0	12	1	8.3
46	392	さつま町										1	0	0.0	1	0	0.0	129	1	0.8
46	404	長島町										1	0	0.0	1	0	0.0	55	0	0.0
46	452	湧水町										1	0	0.0	1	0	0.0	124	14	11.3
46	468	大崎町										1	0	0.0	1	0	0.0	142	6	4.2
46	482	東串良町										1	0	0.0	1	0	0.0	99	20	20.2
46	490	錦江町										1	0	0.0	1	0	0.0	88	5	5.7
46	491	南大隅町										1	0	0.0	1	0	0.0	109	2	1.8
46	492	肝付町										1	0	0.0	1	0	0.0	132	8	6.1
46	501	中種子町										1	0	0.0	1	0	0.0	67	2	3.0
46	502	南種子町										1	0	0.0	1	0	0.0	66	0	0.0
46	505	屋久島町										1	0	0.0	1	0	0.0	26	3	11.5
46	523	大和村										1	0	0.0	1	0	0.0	10	2	20.0
46	524	宇検村										1	0	0.0	1	0	0.0	14	0	0.0

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況(2023年7月1日現在)														
			問7-2			市区長数	うち		副市区長数	うち		町村長数	うち		副町村長数	うち		自治会長数	うち	
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態		女性市区長数	女性比率(%)		女性副市区長数	女性比率(%)		女性町村長数	女性比率(%)		女性副町村長数	女性比率(%)		女性自治会長数	女性比率(%)
46	525	瀬戸内町									1	0	0.0	1	0	0.0	64	7	10.9	
46	527	龍郷町									1	0	0.0	1	0	0.0	20	1	5.0	
46	529	喜界町									1	0	0.0	1	0	0.0	37	0	0.0	
46	530	徳之島町									1	0	0.0	1	0	0.0	29	4	13.8	
46	531	天城町									1	0	0.0	0	0		14	0	0.0	
46	532	伊仙町									1	0	0.0	0	0		23	4	17.4	
46	533	和泊町									1	0	0.0	1	0	0.0	21	1	4.8	
46	534	知名町									1	0	0.0	1	0	0.0	21	0	0.0	
46	535	与論町									1	0	0.0	1	0	0.0	9	0	0.0	

- <選択肢回答>
 男女共同参画に関する宣言
 宣言の形態
 1 首長声明
 2 議会の議決
 3 庁内連絡会議の決定
 4 その他

調査時点コード	1	2023年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県 市区町村 道庁 コード	市区町村 道庁 コード	市区町村 道庁 名	問11-1 管理職の在職状況															問11-2 職務上の地位別職員在職状況															問11-2		問11-5 本庁の防災・危機管理部局への配置状況					問11-5	
			うち一般行政職					うち一般行政職					うち一般行政職					うち一般行政職					うち一般行政職					調査 時点 コード	その他	調査 時点 コード	その他										
			管理職 総数	うち 管理職 数	女性 比率 (%)	管理職 総数	うち 女性 比率 (%)	部長 相当 職	うち 部長 相当 職	女性 比率 (%)	課長 相当 職	うち 課長 相当 職	女性 比率 (%)	課長 補佐 相当 職	うち 課長 補佐 相当 職	女性 比率 (%)	係長 相当 職	うち 係長 相当 職	女性 比率 (%)	係長 補佐 相当 職	うち 係長 補佐 相当 職	女性 比率 (%)	係長 相当 職	うち 係長 相当 職	女性 比率 (%)	うち 管理職 数	女性 比率 (%)					うち 管理職 数	女性 比率 (%)								
																																		218	23	10.6	139	16	11.5	27	3
1,909	252	13.2	1,339	164	12.2	218	23	10.6	139	16	11.5	27	3	11.1	21	1	4.8	1,664	226	13.6	1,179	147	12.5	1,521	276	18.1	1,231	207	16.8	2,327	563	24.2	1,755	401	22.8						
46	201	鹿児島市	693	120	17.3	333	76	22.8	90	14	15.6	40	12	30.0	0	0	0.0	603	106	17.6	293	64	21.8	0	0	0.0	0	0	0.0	239	50	20.9	95	20	21.1	1	14.3				
46	203	鹿児島市	56	2	3.6	45	2	4.4	14	1	7.1	13	1	7.7	0	0	0.0	42	1	2.4	32	1	3.1	64	6	9.4	57	5	8.8	48	10	20.8	45	10	22.2	1	0.0				
46	204	枕崎市	37	3	8.1	26	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	37	3	8.1	26	0	0.0	36	3	8.3	20	3	15.0	22	3	13.6	16	1	6.3	1	0.0				
46	206	阿久根市	20	3	15.0	20	3	15.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	20	3	15.0	20	3	15.0	27	2	7.4	27	2	7.4	29	9	31.0	26	7	26.9	1	0.0				
46	208	出水市	95	25	26.3	56	8	14.3	30	4	13.3	12	0	0.0	2	2	100.0	63	19	30.2	44	8	18.2	39	7	17.9	37	7	18.9	73	29	39.7	43	10	23.3	1	0.0				
46	210	指宿市	46	3	6.5	38	3	7.9	10	0	0.0	9	0	0.0	0	0	0.0	36	3	8.3	29	3	10.3	95	23	24.2	76	16	21.1	110	53	48.2	82	37	45.1	1	0.0				
46	213	西之表市	22	3	13.6	19	3	15.8	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	22	3	13.6	19	3	15.8	25	2	8.0	22	2	9.1	35	8	22.9	28	5	17.9	1	0.0				
46	214	垂水市	24	2	8.3	18	2	11.1	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	24	2	8.3	18	2	11.1	36	6	16.7	26	5	19.2	36	6	16.7	23	3	13.0	1	0.0				
46	215	薩摩川内市	97	8	8.2	74	4	5.4	18	0	0.0	16	0	0.0	0	0	0.0	79	8	10.1	58	4	6.9	182	26	14.3	135	20	14.8	104	10	9.6	60	4	6.7	1	0.0				
46	216	日置市	35	4	11.4	31	4	12.9	9	0	0.0	8	0	0.0	0	0	0.0	28	4	15.4	23	4	17.4	90	16	17.8	81	16	19.8	204	66	32.4	184	66	35.9	1	0.0				
46	217	曾於市	28	2	7.1	28	2	7.1	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	28	2	7.1	28	2	7.1	48	4	8.3	48	4	8.3	53	8	15.1	53	8	15.1	1	0.0				
46	218	霧島市	90	10	11.1	74	8	10.8	13	0	0.0	11	0	0.0	4	0	0.0	73	10	13.7	62	8	12.9	165	20	12.1	110	14	12.7	134	27	20.1	85	18	21.2	1	50.0				
46	219	いちき串木野市	28	3	10.7	26	3	11.5	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	28	3	10.7	26	3	11.5	49	9	18.4	39	8	20.5	97	27	27.8	78	23	29.5	1	0.0				
46	220	南さつま市	48	5	10.4	35	1	2.9	7	1	14.3	4	0	0.0	0	0	0.0	41	4	9.8	31	1	3.2	0	0	0.0	0	0	0.0	92	16	17.4	64	11	17.2	1	0.0				
46	221	志布志市	32	3	9.4	25	1	4.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	32	3	9.4	25	1	4.0	45	3	6.7	41	0	0.0	80	19	23.8	67	13	19.4	1	0.0				
46	222	奄美市	70	8	11.4	60	7	11.7	13	1	7.7	12	1	8.3	0	0	0.0	57	7	12.3	48	6	12.5	30	6	20.0	23	5	21.7	67	3	4.5	57	2	3.5	1	0.0				
46	223	南九州市	28	4	14.3	23	2	8.7	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	28	4	14.3	23	2	8.7	0	0	0.0	0	0	0.0	81	8	9.9	67	5	7.5	1	0.0				
46	224	伊佐市	26	2	7.7	26	2	7.7	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	26	2	7.7	26	2	7.7	0	0	0.0	0	0	0.0	67	10	14.9	67	10	14.9	1	0.0				
46	225	姶良市	53	4	7.5	49	4	8.2	10	1	10.0	10	1	10.0	21	1	4.8	20	1	5.0	22	2	9.1	19	2	10.5	64	16	25.0	51	16	31.4	74	14	18.9	58	14	24.1	1	0.0	
46	303	三島村	10	0	0.0	7	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	10	0	0.0	7	0	0.0	4	1	25.0	3	1	33.3	8	1	12.5	3	1	33.3	1	0.0				
46	304	十島村	6	0	0.0	6	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	6	0	0.0	6	0	0.0	8	2	25.0	8	2	25.0	0	0	0.0	0	0.0	1	0.0					
46	392	さつま町	30	3	10.0	23	2	8.7	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	30	3	10.0	23	2	8.7	31	4	12.9	25	4	16.0	36	8	22.2	29	7	24.1	1	0.0				
46	404	長島町	21	1	4.8	20	1	5.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	21	1	4.8	20	1	5.0	41	12	29.3	24	0	0.0	54	14	25.9	41	8	19.5	1	0.0				
46	452	湧水町	16	0	0.0	16	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	16	0	0.0	16	0	0.0	31	4	12.9	30	3	10.0	36	11	30.6	33	8	24.2	1	0.0				
46	468	大崎町	14	0	0.0	12	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	14	0	0.0	12	0	0.0	27	0	0.0	22	0	0.0	29	9	31.0	24	6	25.0	1	0.0				
46	482	東串良町	13	1	7.7	10	1	10.0	2	1	50.0	2	1	50.0	0	0	0.0	11	0	0.0	8	0	0.0	15	2	13.3	13	1	7.7	19	6	31.6	14	4	28.6	1	0.0				
46	490	錦江町	14	0	0.0	14	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	14	0	0.0	14	0	0.0	12	5	41.7	12	5	41.7	19	3	15.8	19	3	15.8	1	0.0				
46	491	南大隅町	16	3	18.8	14	3	21.4	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	16	3	18.8	14	3	21.4	22	8	36.4	22	8	36.4	29	13	44.8	29	13	44.8	1	0.0				
46	492	肝付町	24	1	4.2	21	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	24	1	4.2	21	0	0.0	56	14	25.0	44	13	29.5	29	4	13.8	25	3	12.0	1	0.0				
46	501	中種子町	19	2	10.5	16	2	12.5	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	19	2	10.5	16	2	12.5	0	0	0.0	0	0	0.0	45	9	20.0	33	6	18.2	1	0.0				
46	502	南種子町	15	2	13.3	11	2	18.2	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	15	2	13.3	11	2	18.2	5	0	0.0	5	0	0.0	41	11	26.8	32	9	28.1	1	0.0				
46	505	屋久島町	20	2	10.0	16	1	6.3	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	20	2	10.0	16	1	6.3	18	3	16.7	12	0	0.0	53	15	28.3	37	11	29.7	1	0.0				
46	523	大和村	11	2	18.2	11	2	18.2	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	11	2	18.2	11	2	18.2	10	3	30.0	10	3	30.0	6	1	16.7	6	1	16.7	1	0.0				
46	524	宇検村	9	2	22.2	8	2	25.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	9	2	22.2	8	2	25.0	16	4	25.0															

調査時点	議会関係は2023年7月1日(その他2023年4月1日)
------	------------------------------

都道府県	市区町村	市名	議会関係	議会の種類	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																	
					問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5	問12-6	問12-7											
					議会の種類	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。 (1) 一般職の職員 (2) 非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に規定する特別職の非常勤職員をいう。) (旧姓を使用することができる文書等) 第2条 旧姓を使用することができる文書等は、法令等に抵触するおそれなく、職務遂行上 支障がないと認められる文書等であり、次に掲げるものとする。 ・ 職員録、名刺その他単に氏名が記載された文書等 ・ 専ら組織内部で使用されるため、当該組織内部において容易に旧姓を使用する職員の同一性を確認できる文書等 ・ 職員の権利義務に係る文書等で、旧姓を使用する職員の同一性の確認が容易にでき、旧姓の使用を原因とする係争のおそれがないもの ・ 前3号に掲げるもののほか、総務局総務部人事課長(以下「人事課長」という。)が旧姓を使用することについて支障がないと認めたもの 2 公権力の行使に関する文書、職員の身分関係を規定する文書その他職務遂行上又は事務処理上、誤解や混乱を生じさせるおそれのある文書等については、旧姓を使用することはできない。 (旧姓使用の承認の申請) 第3条 職員は、前条第1項各号に掲げる文書等において旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1)を任命権者に提出し、その承認を受けなければならない。 (旧姓使用の承認) 第4条 任命権者は、前条の申請があった場合において、職務遂行上支障がないと認めるときは、旧姓の使用を承認するものとする。 2 任命権者は、前項の規定により旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2)により、所属長を経由して当該職員に通知するとともに、旧姓使用者台帳(様式第3)に登録するものとする。 (旧姓使用の中止) 第5条 旧姓を使用している職員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第4)を任命権者に提出しなければならない。 2 任命権者は、前項の規定による届出があったときは、旧姓使用中止通知書(様式第5)により、届出した職員の所属長に通知するものとする。 (旧姓使用の申請の制限) 第6条 前条の規定により旧姓の使用を中止した職員は、特段の事情無く再び旧姓使用の承認の申請をすることはできない。 (職員及び所属長の責務) 第7条 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たっては、市民に対して、又は職場内において誤解又は混乱を生じさせないように努めなければならない。 2 所属長は、所属職員の旧姓の使用に関し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。 (その他) 第8条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、人事課長が別に定める。 付 則 この要綱は、平成15年1月1日から施行する。 付 則 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。 付 則 (施行期日) 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 この要綱の施行前にこの要綱による改正前のそれぞれの要綱に規定する様式により作成された書類は、この要綱による改正後のそれぞれの要綱に規定する様式により作成された書類とみなす。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	問12-1で1. を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3で1. を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5で1. を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6で1. を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他
			16		1の合計	43	0	40		1			35	33	34	34	33	30				
			8		2の合計	0	30	3		42			6	7	7	7	7	10				
			1		3の合計	0	11			0			0	0	0	1	1	0				
			18		4の合計	0	2						2	3	2	1	2	3				
46	201	鹿児島市	1	鹿児島市職員旧姓使用取扱要綱	鹿児島市議会	1	2	1	鹿児島市議会会議規則	2			1	1	1	1	1	1				
46	203	鹿屋市	1	鹿屋市職員旧姓使用取扱規程	鹿屋市議会	1	2	1	鹿屋市議会会議規則	2			1	1	1	1	1	1				
46	204	枕崎市	1	枕崎市職員の旧姓使用に関する規程	枕崎市議会	1	2	1	枕崎市議会会議規則	2			1	1	1	1	1	1				

都 道 府 県	市 区 町 村	区 町 村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							問12-7												
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)													
コ ロ シ ド	コ ロ シ ド	名	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例						配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
46	206	阿久根市	2	阿久根市議会	1	2	1	阿久根市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならぬ。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2								2	2	2	2	2	2	2
46	208	出水市	1	出水市議会	1	2	1	出水市議会会議規則第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第91条第2項 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1	1	
46	210	指宿市	1	指宿市議会	1	3	1	指宿市議会会議規則 「第2条 第2項」議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 「第91条 第2項」委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる	2							1	1	1	1	1	1	1	
46	213	西之表市	4	西之表市議会	1	2	1	西之表市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならぬ。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1	1	
46	214	垂水市	4	垂水市議会	1	3	1	垂水市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第83条第2項 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1	1	

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							議会名	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)						
				1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例								配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
46	215	薩摩川内市	1	薩摩川内市の旧姓使用に関する要領 文書等に旧姓を使用しようとする職員は、旧姓使用届(様式第1号)により、任命権者に届け出なければならない。	薩摩川内市議会	1	3	1	薩摩川内市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1		
46	216	日置市	1	日置市職員旧姓使用取扱規程 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、法令等に抵触するおそれなく、職務遂行上支障がないと認められるもので、別表に掲げるものとする。 別表(第3条関係) 旧姓を使用することができる文書等の種類 職場の呼称 職員録 名刺 名札 職員証 座席配置図 電話番号表 事務引継書 事務分掌表 起家文書 各種文書における担当者氏名 決裁に係る押印(証拠書類等を除く。) 時間外勤務代休時間指定簿 代休日指定簿 年次有給休暇簿 病欠休暇簿 特別休暇簿 介護休暇簿 富利企業等の従事許可申請書 育児休業承認請求書 その他任命権者が別に定める文書	日置市議会	1	2	1	日置市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2								1	1	1	1	1	2	
46	217	曾於市	1	○曾於市職員旧姓使用取扱要綱 平成20年3月31日訓令第2号 曾於市職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この訓令は、職員が婚姻等により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに関し必要な事項を定めるものとする。 (適用職員) 第2条 この訓令は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に定める一般職に属する職員(以下「職員」という。)に適用する。ただし、臨時的に任用される職員については、この限りでない。 (旧姓を使用することができる文書等) 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、職員配置図、名札及びタイムカードとする。ただし、タイムカードについては、戸籍上の氏を併記しなければならない。 (旧姓使用の申出) 第4条 職員は、旧姓を使用するときは、旧姓使用申出書(様式第1号)により所属長を経て、任命権者に提出し、その承認を得なければならない。 (旧姓使用の通知) 第5条 任命権者は、申出者の旧姓が相違ないものと確認し、承認したときは、旧姓使用通知書(様式第2号)により、所属長を経由して当該職員に通知するものとする。 (旧姓使用の取消し) 第6条 任命権者は、前条の規定により旧姓の使用の承認後において、当該旧姓使用職員の旧姓の使用が、職務遂行上又は事務処理上支障があると認めるときは、当該旧姓使用職員に係る旧姓の使用の承認を取り消すことができる。 2. 任命権者は、前項の規定により旧姓の使用の承認を取り消したときは、その旨を所属長を経由して当該旧姓の使用の承認を取り消された職員に旧姓使用取消通知書(様式第3号)により通知するものとする。 (旧姓使用の中止) 第7条 旧姓を使用している職員が、その使用を中止しようとするときは、所属長を経由して、旧姓使用中止届(様式第4号)を任命権者に提出しなければならない。 (責務) 第8条 所属長は、所属職員の旧姓の使用に関し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。 2. 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たっては、市民に対して、又は職場内において誤解や混乱を生じさせないように努めなければならない。 (その他) 第9条 この訓令に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。	曾於市議会	1	2	1	曾於市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2									1	1	1	1	1	4
46	218	霧島市	1	霧島市職員旧姓使用取扱規程 第2条 職員は、任命権者の承認を得て、職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものについて、旧姓を使用することができる。 2. 旧姓を使用することができる文書等の基準及び旧姓を使用することができない文書等の基準は、別表に掲げるとおりとする。	霧島市議会	1	2	1	霧島市議会会議規則 (欠席、遅刻又は早退の届出) 第2条 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2								1	1	1	1	1	1	
46	219	いちき串木野市	4		いちき串木野市議会	1	2	1	いちき串木野市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護及び配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2									1	1	1	1	1	2

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																		
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認められている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認められていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)												
				1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他						
46	220	南さつま市	1	南さつま市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員が婚姻等により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに関し必要な事項を定めるものとする。 第2条 この要綱は、南さつま市職員定数条例(平成17年度南さつま市条例第20号)第3条各号に掲げる職員に適用する。 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、法令等に抵触するおそれなく、職務遂行上支障がないと認められるもので、別表に掲げるものとする。 別表(第3条関係) 例 職場の呼称、職員録、名刺、名札、座席配置図、事務引継書、事務分掌表、起家文書、各種文書における担当者氏名、決裁に係る押印(南さつま市における財務関係規則等に定める証拠書類等を除く。)、業務日誌、出勤簿、休暇等処理簿、職務専念義務免除処理簿、営利企業等の従事許可申請書、育児休業承認請求書、休日勤務命令簿、遺休振替簿、代休日指定簿、任命権者が別に定める文書	南さつま市議会	1	2	1	南さつま市議会会議規則 第2条 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第89条 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	2	
46	221	志布志市	1	志布志市職員旧姓使用取扱規程 (趣旨) 第1条 この規程は、職員が婚姻等により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに関し必要な事項を定めるものとする。 (適用職員) 第2条 この規程は、志布志市職員定数条例(平成18年志布志市条例第24号)第2条に規定する職員、志布志市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成18年志布志市条例第32号)第2条第3項に規定する再任用短時間勤務職員及び志布志市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年志布志市条例第4号)第2条に規定する会計年度任用職員に適用する。 (旧姓を使用することができる文書等) 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、法令等に抵触するおそれなく、職務遂行上支障がないと認められるもので、別表に掲げるものとする。 別表(第3条関係) 旧姓を使用することができる文書等 文書等の種類 職場の呼称 職員録 名刺 名札 職員証 座席配置図 電話番号表 事務引継書 事務分掌表 起家文書 各種文書における担当者氏名 決裁に係る押印(志布志市財務規則(平成18年志布志市規則第36号)等に定める証拠書類等を除く。)、出勤簿 休暇簿 職務専念義務免除願 営利企業等の従事許可申請書 育児休業承認請求書 時間外(休日)勤務命令簿 週休日の振替等命令簿・指定簿 代休日指定簿 扶養親族届 住居届 運動届 児童扶養手当現況届 その他任命権者が別に定める文書	志布志市議会	1	2	1	志布志市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1
46	222	奄美市	2		奄美市議会	1	2	1	奄美市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1	
46	223	南九州市	1	南九州市職員旧姓使用取扱規程 (趣旨) 第1条 この訓令は、南九州市職員(以下「職員」という。)が婚姻等により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに関し必要な事項を定めるものとする。 (適用職員) 第2条 この訓令は、南九州市職員定数条例(平成19年南九州市条例第29号)第3条第1項各号に掲げる職員に適用する。 (旧姓を使用することができる文書等) 第3条 職員は、法定等に抵触するおそれなく、職務遂行上支障がない文書等について、旧姓を使用することができる。 2 旧姓を使用することができない文書等の基準は、別表に掲げるとおりとする。 (承認申請) 第4条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(第1号様式)により、所属長を経て市長に申請しなければならない。	南九州市議会	1	2	1	南九州市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	2
46	224	伊佐市	2		伊佐市議会	1	3	1	伊佐市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1	

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																	
			問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)									
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上も認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上も認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他				
46	225	始良市	1	始良市職員旧姓使用に関する規程 始良市職員旧姓使用に関する規程 (趣旨) 第1条 この訓令は、職員(特別職の職員及び臨時に任用される職員を除く。以下同じ。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関し必要な事項を定めるものとする。 (旧姓を使用することができる文書等) 第2条 旧姓を使用することができる文書等は、法令等に抵触するおそれなく、職務遂行上支障がないと認められるもので、次に掲げるものとする。 (1) 職員録、名札その他単に氏名が記載された文書等(職員録、名札、名刺、職員配置図、事務分掌表) (2) 専ら組織内部で使用されるため、当該組織内部において容易に旧姓を使用する職員の同一性を確認できる文書等(起家文書、事務引継書、履歴事項取得(変更)届、復命書) (3) 職員の権利義務に係る文書等で、旧姓を使用する職員の同一性の確認が容易にでき、旧姓の使用を原因とする係争のおそれがないもの(出勤簿、年次休暇等処理簿、勤務を要しない日の療養命令簿、育児休業承認申請書) (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が旧姓を使用することについて支障がないと認められたもの	始良市議会	1	2	1	始良市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1
46	303	三島村	4		三島村議会	1	3	2	十島村議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が、出産のため出席できないときは、集散予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					2	2	2	2	2	2
46	304	十島村	4		十島村村議会	1	2	1	第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が、出産のため出席できないときは、集散予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1
46	392	さつま町	3		さつま町議会	1	2	1	さつま町議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1
46	404	長島町	2		長島町議会	1	2	1	長島町議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1
46	452	湧水町	4		湧水町議会	1	2	1	湧水町議会会議規則 第1章 総則(欠席の届出)第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が、出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1
46	468	大崎町	1	大崎町職員旧姓使用取扱規程 (旧姓を使用することができる文書等)第2条 職員は、法令等に抵触するおそれなく、職務遂行上支障がないと認められる文書等について、旧姓を使用することができる。	大崎町議会	1	2	1	大崎町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の会議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が、出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1
46	482	東串良町	4		東串良町議会	1	3	1	東串良町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が、出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					4	4	4	3	3	1

都 道 府 県 コ ロ シ ド	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														
					議会名	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1. を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1. を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1. を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)							
						配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他								
46 490	錦江町	2			錦江町議会	1	2	1		2			1	1	1	1	1	1	
46 491	南大隅町	4			南大隅町議会	1	3	2		1			南大隅町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 第3条第4号 議会の議員が、月の中途において離職し、同一月内において再び議員の職に就いたとき、離職した職に係る報酬は、再就任した日の前日までの日数に応じ日割計算により支給する。ただし、離職した職に係る議員報酬の額が再就任した職に係る議員報酬の額より高い場合は、離職した職に係る議員報酬を支給し、再就任の職に係る議員報酬は支給しない。	4	4	4	4	4	4
46 492	肝付町	4			肝付町議会	1	2	1		2			1	1	1	1	1	1	
46 501	中種子町	4			中種子町議会	1	3	1		2			2	2	2	2	2	2	
46 502	南種子町	4			南種子町議会	1	3	1		2			1	1	1	1	1	1	
46 505	屋久島町	1	屋久島町職員旧姓使用取扱要綱及び屋久島町立学校職員の旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、以前使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することについて定めるものとする。		屋久島町議会	1	2	1		2			1	1	1	1	1	1	
46 523	大和村	4			大和村議会	1	3	1		2			1	1	1	1	1	1	
46 524	宇検村	4			宇検村議会	1	2	1		2			2	2	2	2	2	4	
46 525	瀬戸内町	2			瀬戸内町議会	1	2	1		2			1	1	1	1	1	1	

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査															
			問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。		問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)						
								1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護
46	527	龍郷町	1	龍郷町職員旧姓使用取扱要綱 第3条 旧姓を使用できる文書等は、法令等に抵触するおそれなく、かつ、職務上支障がないと認められる文書等で別表第1に掲げるものとする。	龍郷町議会	1	2	1	龍郷町議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			2	2	2	2	2	2
46	529	喜界町	2		喜界町議会	1	2	1	議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
46	530	徳之島町	4		徳之島町議会	1	4	2	天城町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			2	2	2	2	2	2
46	531	天城町	4		天城町議会	1	2	1	天城町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	4	1	1	4	1
46	532	伊仙町	4		伊仙町議会	1	4	1	伊仙町議会会議規則(昭和62年規則第9号) 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
46	533	和泊町	4		和泊町議会	1	2	1	和泊町議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
46	534	知名町	2		知名町議会	1	2	1	知名町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週(多胎妊娠にあつては、14週)前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
46	535	与論町	4		与論町議会	1	3	1	与論町議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	2	2	2	2	2

調査時点	議会関係は2023年7月1日(その他2023年4月1日)
------	------------------------------

市区町村		市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割	
市区町村	議員名	問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く)を行っていますか。	問12-11 問12-10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。 1. 関係するハラスメント(規定がある倫理防規正)を配置している 2. 議員向け研修を行っている 3. その他			問12-12 問12-11で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選択した場合該当部分の規定を記入してください。
		0	2	1	1	0	0		3	0	3	0		7		
		2	6	14	1	0	0		11	10	14	7		32		
		0	0	28					28	4	26	1		4		
		41	35									35				
46	201 鹿児島市	4	1	3					3		3	2		2		
46	203 鹿屋市	4	4	3					3		3	4		2		
46	204 枕崎市	4	2	3					3		3	4		1	枕崎市地域防災計画 ◎男女共同参画の視点による配慮について 男女共同参画の視点による配慮 ●避難所運営委員会の構成員は、男女両方が参画するとともに、責任者や副責任者などの役員に、女性が少ないと割合以上は参画することを目標にするなど、女性の意見が反映されるようにする。 ●女性特有のニーズに沿った物資やボランティアを把握する。 ●女性用の物資を女性担当者から配布し、女性トイレや女性専用スペースに常備するなど、配布方法を工夫する。 ●居住スペースの間仕切り、授乳室、男女別の更衣室・トイレ・洗濯物干し場・相談窓口などを設置し、プライバシーや安全に配慮した空間配置とする。 ●防犯ブザーの配布、就業場所や女性専用スペースの巡回警備など、安全・安心の確保。 ●行政や各種団体と連携し、セクシュアルハラスメントや性的暴力などに関する相談が安心してできる体制づくりの周知徹底を行う。 ※ 要配慮者については、発災直後の避難行動支援について、その重要性が認識されているところですが、応急期の避難所生活時についても配慮が必要である。また、女性は、家庭的責任を負っていることが多く、家族全員のニーズ、特に育児・介護・衛生・栄養などに関する細かい困りごと、要望や対応方法に関する知識・経験を、より多く持っている傾向にもあるため、避難所生活の調整に長けている。要配慮者や女性のニーズへ配慮するとともに、女性が避難所運営の意思決定に加わることができるように配慮することで、特に高齢者や障害者、子どもたちの命・健康のリスクの見守り体制が強化されることになり、避難所生活の質の向上につながることを期待される。	
46	206 阿久根市	4	4	3					3		3	4		2		
46	208 出水市	4	4	3					3		3	4		2		
46	210 指宿市	4	2	2					2	2	2	4		1	指宿市地域防災計画 避難所対策班・避難所の運営及び管理に関すること ・り災者への物資等の配給に関すること ・被害相談窓口の開設、被災者の相談に関すること	
46	213 西之表市	4	4	2					2	2	2	2		2		
46	214 垂水市	4	4	2					2	3	2	4		2		
46	215 薩摩川内市	4	4	3					1	3	3	4		2		
46	216 日置市	2	2	2					2	2	2	4		1	日置市地域防災計画 防災に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立することにより、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施を図る。	

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査										地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割	
			問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12-11 問12-10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。
46	217	曾於市	4	4	1	1	1	2	2	4		3		
			<p>○曾於市ハラスメント防止条例 ○曾於市議会の所管に係るハラスメントの防止に関する規程</p> <p>令和4年9月5日条例第36号</p> <p>曾於市ハラスメント防止条例 (目的) 第1条 この条例は、ハラスメントの防止及び排除のための措置、ハラスメントの被害者への配慮並びにハラスメントに起因する問題の適切な対応を行うことにより、職員及び市長等が個人としての尊厳を尊重され、快適に働くことのできる職務環境を確立することを目的とする。</p> <p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項及び第22条の2に規定する曾於市の職員をいう。 (2) 市長等 市長、副市長、教育長、市議会議員及び行政委員会委員をいう。 (3) 管理監督者 各所属において、管理監督の責務を有する職にある者をいう。 (4) ハラスメント 次のアからエまでに定める行為をいう。 ア セクシュアル・ハラスメント 性別、性的指向又は性自認にかかわらず、相手の意に反する性的な言動であって、相手に対して不快感を与えること又は職務環境を悪化させることをいう。 イ パワー・ハラスメント 職務に関する優越的な関係を背景として行われる業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、相手に対して精神的若しくは身体的な苦痛を与え、人格若しくは尊厳を害すること又は職務環境を悪化させることをいう。 ウ 妊娠、出産、育児、介護等に関するハラスメント 妊娠したこと、出産したこと、育児すること、介護すること等に関する言動又は妊娠、出産、育児、介護等に関する制度等の利用に関する言動であって、相手に対して精神的若しくは身体的な苦痛を与え、人格若しくは尊厳を害すること又は職務環境を悪化させることをいう。 エ その他のハラスメント アからウまでに掲げるもののほか、本人の意図にかかわらず人格と尊厳を傷つける言動であって、相手に対して精神的若しくは身体的な苦痛を与え、人格若しくは尊厳を害すること又は職務環境を悪化させることをいう。</p> <p>被引用関連情報 (職員及び市長等の責務) 第3条 職員及び市長等は、ハラスメントをしてはならない。 2 職員及び市長等は、良好な職務環境を確保するためハラスメントの防止及び排除並びに被害者への配慮に努めなければならない。</p> <p>(管理監督者の責務) 第4条 管理監督者は、管理監督下にある者がその能力を十分に発揮できるような職務環境を確保するため、ハラスメントの防止及び排除並びに被害者への配慮に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合は、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。 2 管理監督者は、ハラスメントに関する相談及び苦情の申出(以下「相談等」という。)があった場合、相談等に係る調査への協力に起因して、相談者等が職場において不利益を受けることがないよう配慮しなければならない。 3 管理監督者は、ハラスメントの事実が疑われたときは、自ら誠実な態度を持って疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明確にするよう努めなければならない。 4 管理監督者は、ハラスメントを防止するため、管理監督下にある者に対し必要な研修を実施しなければならない。</p> <p>(委任) 第5条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則等で定める。</p>											

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査										地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割	
			問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く)を行っていますか。	問12-11 問12-10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。
46	217	曾於市	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1. 関係するハラスメント防止規定(ハラスメント防止規定)を設けること 2. 議員向け研修を行うこと 3. その他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	
						令和4年9月5日議会訓令第1号 曾於市議会の所管に係るハラスメントの防止に関する規程 (趣旨) 第1条 この訓令は、曾於市ハラスメント防止条例(令和4年曾於市条例第36号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この訓令で使用用語の意義は、条例で使用する用語の例による。 (相談窓口の設置) 第3条 曾於市議会議員及び曾於市議会事務局職員(以下「議員等」という。)からハラスメントに関する相談等を受けるため、相談窓口を設置する。 2 相談窓口は、曾於市議会事務局(以下「事務局」という。)に設置する。 (相談員) 第4条 相談員には、副議長、議会運営委員会委員長、各常任委員会委員長及び事務局長を充てる。 2 相談員は、原則として、2人以上で相談等に対応するものとする。ただし、やむを得ない理由により複数の相談員が対応できないとき、又は相談等を行う者の希望があるときは、この限りではない。 (相談等の方法) 第5条 議員等は、ハラスメントを受けたとき、又は他の議員等に対するハラスメント等を知ったときは相談員へ相談等を行うことができる。 2 相談等の方法は、面談、文書、電話、電子メール等でも可能とする。 3 相談等は、匿名でも行うことができる。 (相談等の処理) 第6条 相談員は、相談等を受けた時は、速やかにハラスメントに関する相談受付票(別記様式)を作成し、相談等の内容を議会運営委員会委員長に報告しなければならない。 2 議会運営委員会委員長は、前項の報告を受けたときは、必要に応じて関係者等からの事情聴取及び事実関係の確認を行い、迅速かつ適切に解決するよう努めるものとする。 3 議会運営委員会委員長は、相談等に係る内容及び状況から判断し、必要と認めるときは、次条の曾於市議会ハラスメント処理委員会の招集を、同条第3項の委員長に求めることができる。 (曾於市議会ハラスメント処理委員会の設置) 第7条 ハラスメントに関する相談等を審議し、公正な処理を行うため、曾於市議会ハラスメント処理委員会(以下「委員会」という。)を設置する。 2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。 3 委員会の委員長、副委員長及び委員は、次の表により選任する。 選任者 委員長 副議長 副委員長 議会運営委員会委員長 委員 各常任委員会委員長及び事務局長 4 委員会は、相談等に係る当事者が議員等を除く市長等及び職員である場合には、前項に規定する委員に加えて委員長が指名する委員を置くことができる。 (委員長等) 第8条 委員長は、委員会の会務を総理する。 2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。 (委員会の会議) 第9条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。 3 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。 4 会議の議事は、原則として全会一致で決するものとする。 5 委員長、副委員長及び委員は、自己又はその親族に関する事件の会議に加わることはできない。 (庶務) 第10条 委員会の庶務は、事務局において処理する。								

都 市	道 区	府 町	県 村 町	コ	ロ	ド	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査										地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割								
							問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く)を行っていますか。	問12-11 問12-10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。		問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選択した場合該当部分の規定を記入してください。					
							1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1. 関するハラスメント等(ハラスメント)を防止する目的を定めた条例を制定している	3. その他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用する予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)							
			46	217									(委員会の役割) 第11条 委員会は、必要に応じて関係者から情報聴取する等事実関係の公平かつ公正な調査を行い、相談等に係る処理対応策について審議し、必要な指導助言を行う。 2 委員会は、取り扱った相談等の内容、審議結果、対応状況等を議長に報告するものとする。 (対応措置) 第12条 議長は、ハラスメント又はハラスメントに起因する問題の事案が認められたときは、必要な措置を講ずるものとする。 (秘密の保持) 第13条 相談等の対応に関与した相談員、議員等及び委員会の委員は、関係者の所属、氏名、相談等の内容その他の相談等に関し職務上知り得た秘密の保持に努めるとともに、相談者が相談等を行ったことにより不利益を受けることがないよう特に留意しなければならない。その職を退いた後も同様とする。 (委任) 第14条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、議長が定める。												
			46	218			2	2	3				3	3	4			2							
			46	219			4	4	3				3	3	4			2							
			46	220			4	4	3				3	3	4			2							
			46	221			4	4	3				3	3	2			2							
			46	222			4	2	2				2	2	2			2	令和元年度から、決算等審査特別委員会の審査期間を、これまでの時間外の審査をなくす観点から、3日間から4日間へ延長し、就業時間内に審査終了するようにした。(家事・育児を担う割合は未だ女性の方が多いことから、女性議員数を増やす取り組みと捉えることができる。)						
			46	223			4	4	3				3	1	4			1	南九州市避難所運営マニュアル 方針2 要配慮者・男女共同参画の視点に配慮した避難所の環境づくりを行います。避難所運営委員会 円滑な避難所運営を行うため、構成員は男性、女性ともに配慮し、女性は3割以上とすることが望ましいです。						
			46	224			4	4	3				3	3	4			2							
			46	225			4	4	2				2	3	2			1	始良市地域防災計画 第2編 一般災害対策編 第1章 災害予防 第6節 防災組織の整備 第1 応急活動実施体制の整備 防災に関する施策、方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立することにより、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施による地域の防災力向上を図る。						
			46	303			4	4	3				3	3	4			2							
			46	304			4	4	3				3	3	4			2							
			46	392			4	4	3				3	3	4			2							
			46	404			4	4	3				3	3	4			2							
			46	452			4	4	3				3	3	4			2							
			46	468			4	4	3				3	3	4			2							
			46	482			4	4	2				3	1	4			2							
			46	490			4	4	3				3	3	4			2							
			46	491			4	4	2				2	2	4			2							
			46	492			4	4	3				3	3	4			2							
			46	501			4	4	3				3	3	2			2							
			46	502			4	4	3				3	3	4			1	南種子町避難所運営マニュアル 要配慮者や男女共同参画の視点に配慮した避難所づくり						
			46	505			4	1	3				3	3	4			2							
			46	523			4	4	3				3	3	2			2							
			46	524			4	4	2				2	2	4			3							
			46	525			4	4	2				3	3	4			2							
			46	527			4	4	2				2	2	1			1	龍郷町地域防災計画 防災に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立することにより、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施による地域の防災力向上を図る。						
			46	529			4	4	3				3	3	4			2							
			46	530			4	4	2				2	2	4			2							
			46	531			4	4	3				3	3	4			2							
			46	532			4	4	2				3	2	3			3							
			46	533			4	4	3				1	3	2			2							
			46	534			4	4	2				2	2	2			3							
			46	535			4	2	3				2	3	4			2							